

◆ 論 文

米国における金融商品会計の減損規定 (2016年改訂) に至るまでの変遷の考察

中京大学経営学部教授 吉田 康 英

Consideration of the transition to the impairment provision (revised in 2016) of financial instrument accounting in the United States

Yoshida, Yasuhide (Professor, School of Management, Chukyo University)

キーワード

信用減損, 予想損失モデル, 発生損失モデル, 予測情報, IFRS9, 米国基準, 世界金融危機, 金融商品会計の複雑性低減プロジェクト, コンバージェンス

はじめに

米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board, FASB)は、2016年6月に会計基準更新書第2016-13号「金融商品－信用損失：金融商品の信用損失の測定（以下「2016年米国基準」）」(FASB, 2016)を公表した¹。FASBと国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board, IASB)は、2006年2月に覚書「IFRSと米国会計基準間のコンバージェンスに向けたロードマップ2006-2008」を締結し、共同で金融商品会計の複雑性低減プロジェクトを開始している。同プロジェクトの進行中に発生した世界金融危機では、当時の金融商品の会計基準、とりわけ減損規定が問題視されるに至り、G20はFASBとIASBに対して早急な見直しを要請した²。

2016年米国基準は、この要請に対する

FASBの回答であるが³、そこに至るまでに公表された2つの更新書案の提案内容と異なる点が多い。また、2014年7月に改訂された国際財務報告基準第9号「金融商品(以下「IFRS9」)」(IASB)の信用減損規定は⁴、G20の要請に対するIASBの回答であるが、同規定と2016年米国基準は、FASBとIASB間の問題意識が異なることから、結果としてG20を含む関係者が強く望んだコンバージェンスは根本的な点で未達成に終わっている。

したがって、本稿では2つの更新書案を経て2016年米国基準に至るまでの変遷を主な論点毎に整理するとともに、同時並行的に進行していたIASBの減損プロジェクトとのコンバージェンスが未達成に終わった原因を考察する。

1. 2010年更新書案の概要及び基本構造

FASBは、2010年5月に更新書案「金融商品の会計及びデリバティブ商品とヘッジ活動の会計の改訂（以下「2010年更新書案」）」(FASB, 2010a)を公表している。2010年更新書案は、金融資産の減損処理だけでなく、金融資産及び金融負債の分類と測定、ヘッジ会計の見直しを含む包括的な内容であるが⁵、ここでは金融資産の減損処理に絞って概括する。

1. 1 2010年更新書案の概要

1. 1. 1 2010年更新書案の信用減損規定の適用範囲

2010年更新書案の信用損失規定の対象範囲は、信用リスクに関連した損失の可能性のある次の金融資産である（FASB, 2010a, par.37）。

- ①「公正価値 & その他の包括利益」分類⁶の金融資産（主に契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業戦略で保有する負債性金融商品が該当）
- ②「償却原価」分類の短期債権（主に契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業戦略で保有する負債性金融商品であり、かつ通常の営業サイクルから生じる期限が1年を超えないものが該当）
- ③「償還価値」分類の金融資産（増価以外の取引目的で保有する公正価値測定が困難な投資であり、発行者から所定の金額で償還されるものが該当）

1. 1. 2 2010年更新書案による信用減損の基本的な会計処理

2010年更新書案は、金融資産から生じるキャッシュ・フローのうち、決算日毎に企業が回収できないと予想する金額を信用損失として、信用損失引当金（allowance of credit losses）を通じて純損益に計上することを提案している（FASB, 2010a, par.38）。なお、信用損失を純損益に計上した後に金融資産に係る予想回収キャッシュ・フローの改善を示す情報を

入手した場合は、原則として信用損失引当金の戻入を純損益に計上する。金融資産からのキャッシュ・フローの回収が合理的に見込めなくなった場合は、信用損失引当金の取り崩しを通じて当該金融資産の帳簿価額を直接減額する。

1) 信用損失の認識

自ら創出した金融資産は契約上で受け取るべき全てのキャッシュ・フローのうち、回収できないと予想される金額について、購入した金融資産は購入当初に回収を予想した全てのキャッシュ・フローのうち、回収できないと予想される金額について、信用損失として認識する。金融資産の予想回収キャッシュ・フローは、金額及び時期の両方の見積りを要するが、信用損失の費用認識に際して損失の発生可能性が高くなるまで待つてはならない。信用損失の有無の判定は、過去の事象及び現在の状況に係る全ての利用可能な情報に基づくほか、金融資産に係るキャッシュ・フローの回収可能性に影響を及ぼす要因、例えば決算日時点の経済状況や債務（発行）者に固有の事情の検討が含まれる。

2) 信用損失の測定

信用損失の測定は、金融資産の契約上の残存期間を含む全期間を通じた予想回収キャッシュ・フローをもとに見積もる。固定金利の金融資産に係る信用損失は、予想回収キャッシュ・フローを当初認識時の実効金利で割り引いた現在価値が基礎となる（FASB, 2010a, par.66）。見積りに関連する情報としては、債務（発行）者の財政状態、債務の履行状況、信用格付、支払条件の変更の有無、担保物件の公正価値、産業や経済の動向等がある。予想回収キャッシュ・フローの見積りに際して、決算日時点の経済状況はその後の残存期間を通じて変わらないものとし、同時点で生じていない将来事象や経済状況を予測、反映することは禁じられている（FASB, 2010a, par.42）。

3) 信用損失の測定単位

各期の純損益に計上される信用損失の総額は、集合単位で測定した金融資産の信用損失と個別単位で測定した金融資産の信用損失の合計となる。集合単位による信用損失は、リスク特性が類似する金融資産の集合単位毎に過去の損失実績を算定し、これに現在の経済状況を含む回収可能性に関する情報を考慮して実績損失率を求める。個別単位による信用損失は、個々の金融資産毎に過去の事象及び現在の状況を考慮した予想回収キャッシュ・フローを当初認識時の実効金利で割り引いた現在価値をもとに算定する。なお、個別単位では信用損失が認識されないが、リスク特性が類似する集合単位では信用損失が認識される金融資産は、当該集合単位の実績損失率を用いて信用損失を測定する。

4) 担保依存の金融資産の特例

2010年更新書案は、回収が担保物件の売却または運用のみに依存する金融資産の信用損失について、当該担保物件の公正価値に基づいて測定する簡便法を認めている。簡便法の場合、担保物件の公正価値（担保物件の売却に依存する場合は売却費用を控除する一方、担保物件の運用に依存する場合は売却費用は考慮しない）が金融資産の償却原価を下回る場合の差額を信用損失とし、信用損失引当金を通じて純損益に計上する。この簡便法を適用した金融資産は、集合単位で信用損失を測定する金融資産に含めてはならない。この取り扱い、従来の米国基準を踏襲したものであるが（改訂前 ASC310-10-35-23）、2010年更新書案は適用範囲の拡大を提案している。

5) 利息収益の取り扱い

利息収益は、金融資産に対応する信用損失引当金を控除した償却原価に実効金利を乗じて算定する。予想回収キャッシュ・フローの金額によって金融資産の全体的な利回りが負となる場合、当該金融資産の利息収益の計上は中止とする。この場合は、過去に認識した利息収益の戻入は行わず、その後の会計処理は原価回収法と

する。

1. 2 2010年更新書案の主な特徴

2010年更新書案の主な特徴は、次の通りである。

- ①種類や特性に関係なく、対象範囲の全ての金融資産に単一の減損モデルを適用すること
- ②信用損失の認識要件から、損失の高い発生可能性を廃止したこと
- ③信用損失の測定は全期間を対象とするが、将来の予測情報の反映はしないこと
- ④全ての信用損失は、信用損失引当金を通じて純損益に計上すること
- ⑤金融資産の利息収益は、信用損失引当金控除後の償却原価に基づいて計上すること

①種類や特性に関係なく、対象範囲の全ての金融資産に単一の減損モデルを適用すること
従来の米国基準は、貸付金等の債権は発生損失モデル、債券は一時的減損対象外モデルのように、金融資産の種類に応じて異なる減損モデルを適用している。また、同種の金融資産でも異なる特性を有する場合は、異なる減損モデルが適用される⁷。これに対して、2010年更新書案は、種類や特性に関係なく、対象範囲の全ての金融資産に単一の減損モデルを適用することを提案している。この提案は、IASBが2008年に公表した討議資料「金融資産の報告における複雑性の低減（以下「2008年討議資料」）」（IASB, 2008）において⁸、複雑性の要因の一つに指摘された金融資産側の測定方法の多様性に対処するものである。

特に問題となる金融資産は債券であり、従来の米国基準は債券の公正価値が償却原価を下回る場合に限って減損認識の検討を求めている。これに対して、2010年更新書案では債券の公正価値とは関係なく、所定の要件に該当すれば信用損失を純損益に計上することを提案している。なお、2010年更新書案によると、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業戦略で保有し、かつ当該目的に合致したキャッシュ・フロー特性を有する債券は、「公正価値

& その他の包括利益」分類の選択が可能である (FASB, 2010a, par.21)。当該分類とした債券のキャッシュ・フローの回収方法は、売却を想定しないことから、公正価値が償却原価を下回る場合の差額（一時的な場合を除く）を対象とする一時的減損対象外モデルの趣旨にそぐわないことが背景にある (FASB, 2010a, BC171)。

②信用損失の認識要件から、損失の高い発生可能性を廃止したこと

従来の米国基準は、貸付金等の債権の信用損失を中心に発生損失モデルを適用している。発生損失モデルは、損失が発生している可能性が高い (probable) 時点に至った場合に費用を認識する。これに対して、2010年更新書案は、認識要件から損失の高い発生可能性を廃止した上で、企業の予想に基づく信用損失の費用計上を提案している。その背景には、恣意的な判断の恐れがある蓋然性（損失の発生可能性）に依拠する認識要件を廃止し、金融資産に係るキャッシュ・フローの回収可能性の予想を企業に委ねることで、信用損失の早期計上を図ることがある (FASB, 2010a, BC174)。なお、従来の米国会計基準において蓋然性（損失の発生可能性）に依拠する認識要件を廃止した先例としては、世界金融危機時の2009年にFASBが公表したスタッフ意見書FAS115-2及びFAS124-2 (FASB, 2009) による有価証券の一時的減損対象外モデルの見直しがある⁹。

③信用損失の測定は全期間を対象とするが、将来の予測情報の反映はしないこと

2010年更新書案は、金融資産の残存期間を含む全期間のキャッシュ・フローのうち、回収できないと予想される金額を見積り、その全額を信用損失として純損益に計上することを提案している。予想回収キャッシュ・フローの見積りの範囲は、決算日以降の一定期間ではなく、全期間が対象になるため、例えば集合単位の信用損失の測定に用いる実績損失率は、単年度ベースではなく、全期間を通じた累積ベースとなる。なお、将来期間の予想回収キャッシュ・

フローの見積りに際して、過去の事象及び現在の状況に係る情報は反映するが、将来の事象に係る予測情報の反映は禁じられている。信用損失の測定に際して、将来の予測情報の反映を禁止する理由について、FASBは将来の予測情報を反映した金融資産の予想回収キャッシュ・フローの見積りは困難であることを指摘している (FASB, 2010a, BC175)。

④全ての信用損失は、信用損失引当金を通じて純損益に計上すること

従来の米国基準は、金融資産の種類や特性によって信用損失の会計処理が異なっている。例えば、債券の信用損失部分（純損益に計上）の会計処理は、償却原価の修正（減額）となり、その後に予想回収キャッシュ・フローが増加（改善）した場合は、非遡及的な実効金利の調整を行うことで利息収益に反映される。これに対して、貸付金の信用損失は引当金に計上され（直接償却を除く）、その後に予想回収キャッシュ・フローが増加（改善）した場合は、以前に計上した引当金の戻入となる。このように同じ信用損失であっても、金融資産の種類や特性によって会計処理が異なることは、比較可能性に問題が生じるほか、実効金利の非遡及的な調整となる債券の会計処理は、意図的に多額な信用損失を計上し、その後の利息収益を嵩上げする等の利益操作の懸念があった (FASB, 2010a, BC193)。2010年更新書案は、信用損失（直接償却を除く）は全て評価性引当金を通じて純損益に計上する会計処理に統一することで (FASB, 2010a, par.53)、異なる金融資産間の比較可能性の向上及び利益操作性の排除を図るものである。なお、信用損失計上後の予想回収キャッシュ・フローの増加（改善）は、信用損失引当金の戻入として純損益に反映される。

⑤金融資産の利息収益は、信用損失引当金控除後の償却原価に基づいて計上すること

従来の米国基準による利息収益は、引当金を控除しない帳簿価額に基づいて算定するため、回収が見込まれない元本部分に対応する利息収

益でも、純損益に計上し続けることが可能となる。これに対して、2010年更新書案は、回収が見込まれない元本部分に対応する利息収益の計上は不適切とし、償却原価から信用損失引当金を控除した純帳簿価額に基づいて利息収益を計上することを提案している（FASB, 2010a, par.76）。したがって、信用損失の変動は利息収益の変動要因となり、損益計算書には現在の信用損失の評価に基づいて受取りが見込まれる利息収益が計上される。

1. 3 2010年更新書案に対する利害関係者の反応

2010年更新書案について、FASBに寄せられたコメントレターの総数は2,814件であり、約80%（2,301件）は作成者からの提出である。FASBによるコメントレターの要約（FASB, 2010b）から、信用損失モデルの目的、信用損失の認識、信用損失の測定、利息収益の認識について、コメントレター提出者の属性（作成者、監査人、投資者）別にコメントの概要を示すと次の通りである。

1. 3. 1 信用損失モデルの目的

1) 作成者側のコメントの概要

全ての金融資産に対する単一の減損モデルの適用及び損失の高い発生可能性の要件の廃止については、多くの作成者が賛同している。なお、一部の作成者からは、損失の高い発生可能性の要件の廃止によって信用損失の見積りに経営者の主観の介入が増大するとの懸念が示され、引き続きSFAS5による偶発損失の認識要件である「損失の高い発生可能性」及び「見積り可能」を維持することが提案されている。また、損失の発生可能性について、「合理的に期待（reasonable possible）」または「半分以上の可能性（more likely than not）」に引き下げる等、損失の認識要件である蓋然性に柔軟性を持たせる提案もみられた。

2) 監査人側のコメントの概要

単一の減損モデルは会計処理の複雑性を軽減し、損失の高い発生可能性の要件の廃止は信用損失の経済実態をよりよく反映、かつ早期計上につながるとして賛同する監査人がいる一方、従来の発生損失モデルの維持を前提に損失の認識要件の緩和を愛好する監査人もみられた。また、損失の高い発生可能性の要件の廃止は賛同するが、その場合は損失の発生可能性が低い場合でも費用認識されるため、実際の運用が多様化することに懸念を示す監査人もみられた。

3) 投資者側のコメントの概要

多くの投資者は、世界金融危機時に信用損失の認識が遅れた主な原因は損失の高い発生可能性を求める認識要件にあるとして、その廃止に賛同している。投資者は、信用損失の見積りに経営者の主観の介入があることを理解の上、信用損失の分析に多くの時間を費やし、自らの評価モデルに基づいて将来の信用損失を反映した資産価値や純損益を予測している。したがって、経営者が信用損失の見積りに用いた仮定や信用損失の前期比増減の理由を明示することは、投資者自らが行う信用損失の評価や分析に役立つとしている。

1. 3. 2 信用損失の認識

1) 作成者側のコメントの概要

多くの作成者は、金融資産の当初認識時に全期間の予想信用損失を費用計上することに反対し、利息収益の認識と対応させて、組織的かつ合理的な方法による期間配分を求めている。なお、一部の作成者は、決算日時点の信用損失引当金は、回収できないと経営者が予想する最善の見積額と常に同額であるべきとして、金融資産の当初認識時に全期間の予想信用損失を費用計上することに賛同している。当初認識時に全期間の予想信用損失を費用計上する場合、適用初年度には多額な費用が計上されるが、対象となる金融商品全体の運用量に大きな変化がなければ、その後の期間損益に対する増減影響は限定的となる。したがって、適用初年度以降の期

間損益に大きな影響がなければ、期間配分とした場合の会計処理の複雑性を勘案すると、当初認識時に全期間の予想信用損失を費用計上した方が運用上の問題が少ないとの意見がみられた。また、金融資産を不良債権勘定 (bad book) と正常債権勘定 (good book) に分類し、不良債権勘定の予想信用損失は当初認識時に全期間を費用計上する一方、正常債権勘定の予想信用損失は期間配分する減損モデルを支持する意見もみられた。

2) 監査人側のコメントの概要

監査人としては、2010年更新書案の提案に理解を示しながらも、貸手側は約定金利の構成要素である信用スプレッド、すなわち信用リスクの引受対価は利息収益として期間認識する一方、対応する信用損失は当初認識時に全額が発生しないことを理由として、全期間の予想信用損失の費用計上に反対している。また、信用損失の期間配分に賛同する監査人は、単純に期間を通じて均等配分することなく、例えば金融資産の当初認識時から一定期間までは逡増的に配分し、その後は改めて予測して配分する等、信用損失の実際の発生パターンを反映した期間配分を提案している。

3) 投資者側のコメントの概要

多くの投資者は、当初認識時に全期間の予想信用損失を費用計上することに賛同する一方、損失の中には将来的に稼得が期待される収益に対応する部分もあるため、期間を通じた配分を支持する意見もみられた。

1. 3. 3 信用損失の測定

1) 作成者側のコメントの概要

多くの作成者は、予測可能な期間内であれば将来損失の見積りは可能とし、将来の予測情報の反映を一切禁止することは、期間損益に重大な変動要因をもたらし、引当が景気循環的になって経済全体に悪影響を及ぼす景気循環増幅効果の懸念を示している¹⁰。一方で予測期間が長期化するほど、将来損失の見積りに不確実性

が増大することから、信用損失の適時かつ適切な認識のためには、将来事象の反映は予測可能な期間内にとどめることを提案している。なお、予測可能な期間は、見積りに必要なデータの入手可能性及び信頼性を考慮した合理的な期間であり、資産の種類にもよるが、一般的には1年から2年程度との意見がみられた。予測可能な期間を超える期間に係る信用損失の測定について、一部の作成者は過去の実績を基礎とすることを提案している。

2) 監査人側のコメントの概要

多くの監査人は、信用損失の測定に際して将来の予測情報を反映することに賛同している。利用者にとって目的適合性があり、資産の値付けにも織り込まれている将来の予測情報を無視することは、市場参加者による将来損失の分析や評価と矛盾するためである。将来の予測情報を反映する場合の要件としては、①情報の合理性と裏付けの可能性、②情報の入手可能性と客観的な検証可能性、③合理的に予測可能な範囲は、一定程度の信頼性を前提に予測可能であると経営者が確信を持てる期間とすること等が挙げられる。なお、過度な経営者の主観の介入や比較可能性の低下の観点から、予測情報の無制限な反映には反対している。

3) 投資者側のコメントの概要

多くの投資者は、信用損失の測定に際して将来の予測情報の反映を禁止することに懸念を示している。一部の投資者は、将来の予測情報の反映は過度な経営者による主観の介入を招き、会計情報の目的適合性が低下する問題点を指摘するが、多くの投資者はこの問題点があることを理解した上で、期間が長期でも将来の予測情報を反映した信用損失の測定に賛同している。

1. 3. 4 利息収益の認識

1) 作成者側のコメントの概要

全ての作成者は、従来の利息収益の認識モデルで充分であり、変更すべきではないとする。一般的に投資者は信用損失を反映していない、

約定金利による利息収益及び純利息マージンに基づいて、総額ベースでの利息収益や信用損失の分析・予測を行うためである。また、作成者の会計システムは、当初認識時の帳簿価額を基礎に実効利回りを算定するため、更新書案が提案する信用損失引当金を控除した純帳簿価額に基づく利息収益の算定は、現行の実務と異なる点を指摘している。

2) 監査人側のコメントの概要

監査人としては、2010年更新書案の提案に理解を示しながらも、約定金利に関する有用な情報が失われること、純利益マージンや集合単位での信用損失の期間配分等に関する実務上の問題が多いことから、更新書案の提案に反対している。

3) 投資者側のコメントの概要

多くの投資者は、2010年更新書案の提案によると利息収益や信用損失の分析が複雑になること、特に金融機関の業績評価で重要な純利息マージンの分析に大きな支障が生じることを理由として、従来の利息収益の認識モデルに賛同している。例えば、信用リスクが大きいことで高い約定金利が付された金融商品と信用リスクが小さいことで低い約定金利が付された金融商品について、2010年更新書案の提案によると純利息マージンでの区別ができないため、リスク特性が異なる金融商品の把握が困難になる点を指摘している。

2. 2012年更新書案の概要及び基本構造

FASBは、前述した利害関係者の反応やIASBとのコンバージェンス作業をもとに2010年更新書案の再検討を行った結果、新たな見直し案として2012年12月に更新書案「金融商品－信用損失（以下「2012年更新書案」）」(FASB, 2012)を公表している。

2. 1 2012年更新書案の概要

2. 1. 1 2012年更新書案の信用減損規定の適用範囲

2012年更新書案の適用範囲は、「公正価値 & 純損益」分類¹⁾となる金融資産以外で潜在的に信用リスクを有する金融資産であり、具体的には次の通りとなる (FASB, 2012, 825-15-15-2)。

- ①負債性商品の金融資産のうち、次に該当するもの
- ・「償却原価」分類の負債性商品
 - ・「公正価値 & その他の包括利益」分類の負債性商品
 - ・収益認識取引 (Topic 605) から生じる債権
 - ・保険取引 (Topic 944) から生じる再保険債権
- ②リース取引 (Topic 840) にて貸し手が認識するリース債権
- ③ローン・コミットメント

2. 1. 2 2012年更新書案による信用減損の基本的な会計処理

2012年更新書案は、決算日時点で回収ができないと予想される金融資産の契約上のキャッシュ・フローの見積り額の現在価値を信用損失として、信用損失引当金を通じて純損益に計上することを提案している。ただし「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産は、一定の要件を充たせば信用損失を認識しない取り扱いも選択できる。

1) 信用損失の認識

決算日毎に金融資産の予想信用損失を測定し、信用損失引当金を通じて純損益に計上する。予想信用損失は、金融資産またはローン・コミットメントに係る契約上のキャッシュ・フローのうち、回収が見込まれない部分であるが、費用認識に際して損失の発生可能性に係る要件は含まれていない。この点は2010年更新書案と同じであり、従来の米国基準のように損失の発生可能性が高くなるまで待つてはならない。この取り扱いは、原則として適用範囲となる全ての金融資産が対象となるが、「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産、具体的には売却

可能債券は、決算日時点で次の要件を全て満たす場合、実務上の便法として予想信用損失を認識しないことを選択できる（FASB, 2012, 825-15-25-2）。

- ①金融資産の公正価値が償却原価を上回っている（または同額）こと
- ②金融資産に係る予想信用損失の重要性が乏しいこと

2) 信用損失の測定

予想信用損失は、リスク特性が類似する金融資産の損失実績等の過去の事象、予想信用損失に関連性がある現在の状況に加えて、合理的かつ裏付け可能な企業内外の幅広い将来の予測情報を反映して見積る。したがって、過去の実績にはないが、決算日時点で予想される将来の損失情報があれば反映を要する。ここでの見積りに用いる情報は、債務者や作成者を取り巻く経済環境に関する定量的及び定性的要因、例えば債務者の信用状態の現在の評価、景気循環を踏まえた現在及び将来の経済見通し等が含まれる。予想信用損失の見積り期間は、金融資産の契約期間全体であるが、一般的に予測期間が長期化するほど経営者による判断の度合いが増加する。この点について、契約上のキャッシュ・フローの回収可能性の見積りに必要な情報の収集の程度は、合理的なコスト負担及び努力の範囲内でよいとされる（FASB, 2012, 825-15-25-3）。

予想信用損失の見積りは、明示的または黙示的に貨幣の時間価値を考慮するものとし、割引現在価値法による場合の割引率は、対象金融資産の当初認識時の実効金利が用いられる。見積りに際しては、信用損失が生じる可能性と生じない可能性の両方を常に反映する必要があるが、合理的に生じ得る範囲内であるため、いわゆるワーストシナリオやベストシナリオは対象外となる。なお、法的に分離かつ個別に行使可能な契約による信用保全措置がある場合、その信用保全効果と予想信用損失を相殺してはならない。予想信用損失は、必ずしも複数の発生可能性を考慮した加重平均である期待値に限らな

いが、最も発生する可能性が高い値（統計上の最頻値に相当）のみに依拠して見積ることは認められない。（FASB, 2012, 825-15-25-3～825-15-25-6）。

3) 信用損失引当金の測定単位

予想信用損失の測定単位は、金融資産の条件や債務者等のリスク特性に基づく集合単位または個別単位のいずれかによる。2012年更新書案では、個別単位の予想信用損失の見積りは割引現在価値法、集合単位の予想信用損失の見積りは損失率法が例示されているが（FASB, 2012, 825-15-55-32～825-15-55-35）、測定単位毎に見積り方法を特定する指針は示されていない。

4) 担保依存の金融資産の特例

実質的なキャッシュ・フローの回収方法が担保物件の売却または貸し手による使用に依存する金融資産は、担保物件の公正価値に基づいて予想信用損失（金融資産の償却原価が担保物件の公正価値を下回る場合の差額）を計上する便法が許容される。この便法を適用した後の金融資産の帳簿価額は、当初認識時の実効金利とは無関係な適用時点の金利を反映した公正価値ベースとなるため、予想信用損失には貨幣の時間価値を反映する原則の例外となる（FASB, 2012, 825-15-55-4）。

5) 利息収益の取り扱い

購入時に信用減損がある金融資産や元本または利息の全額の実質的な回収可能性が高くない（not probable）場合を除いて、利息収益の認識は特に定めないものとする（FASB, 2012, 825-15-25-8）。したがって、2012年更新書案による利息収益は、次に示す取り扱いを除いて、従来米国基準を引き続き適用するため、引当金を控除しない帳簿価額に基づいて算定することになる。

- ①購入時に信用減損がある金融資産の取り扱い（FASB, 2012, 825-15-25-9）

購入時に信用減損がある金融資産について、

予想信用損失の評価による割引部分に係る利息収益は認識しない。

②元本または利息の回収可能性が高くない場合の取り扱い（FASB, 2012, 825-15-25-10）

- 元本全額の実質的な回収可能性が高くない場合は利息収益の計上を中止し、それ以降の回収額は対象金融資産の帳簿価額から減額する。帳簿価額がゼロになった後の回収額は過去の減額分の回収とし、当該額を超過した後は利息収益として計上する。
- 元本全額の実質的な回収可能性は高いが、利息全額の実質的な回収可能性が高くない場合は、回収額を利息収益として計上する。本来であれば計上していた利息収益額を超える回収額は、対象金融資産の帳簿価額から減額する。

2. 2 2012年更新書案の主な特徴

2012年更新書案の主な特徴について、2010年更新書案から引き継いだ項目と新たな（または見直しがある）項目に区分すると次の通りである。

2. 2. 1 2010年更新書案から引き継いだ主な項目

2010年更新書案の提案内容のうち、2012年更新書案が引継いだ主な項目は次の通りである。

- ①信用損失の認識に際して、損失の高い発生可能性を求める要件は廃止すること
- ②信用損失の測定は、全期間を通じた回収キャッシュ・フローの不足額を対象とすること
- ③全ての信用損失は、信用損失引当金を通じて純損益に計上すること

信用損失の認識に際して、損失の高い発生可能性を求める要件を廃止することは、2010年更新書案及び2012年更新書案に共通した特徴であり、従来米国基準であるSFAS5を基軸とする発生損失モデルとは異なる、新たな損失モデルを提案する点で一貫している。また、契約上のキャッシュ・フローの回収不足額である信用損失は、金融資産の契約期間の一部だけで

なく、全期間が対象であること及び信用損失引当金を通じて純損益に計上する点も一貫している。

2. 2. 2 2010年更新書案の提案にはない、新たな（または見直しがある）項目

2012年更新書案による提案のうち、2010年更新書案にはない、新たな（または見直しがある）項目は次の通りである。

- ①信用損失の測定は、決算日以降の契約期間に係る将来の予測情報も反映すること
- ②予想信用損失は、貨幣の時間価値を反映した期待値である旨を明示したこと
- ③売却可能債券に係る予想信用損失の認識に実務上の便法を認めること
- ④利息収益の算定は当初投資額を基礎とする一方、未収計上の中止規定を明示したこと

①信用損失の測定は、決算日以降の契約期間に係る将来の予測情報も反映すること

2010年更新書案及び2012年更新書案とも、信用損失は金融資産の全ての契約期間を通じたキャッシュ・フローのうち、企業が回収できないと見積もった金額であること、見積りに際して過去の事象及び現在の状況に係る情報を反映することは同じだが、決算日以降の将来事象の取り扱いに違いがある。2010年更新書案は、決算日時点の経済状況はその後の残存期間を通じて不変とし、決算日以降の将来事象の予測の反映を禁止している。これに対して、2012年更新書案は、過度なコスト負担や労力をかけずに入手できる、合理的かつ裏付け可能な情報の範囲内に限りながらも、信用損失の見積りに際して将来事象の予測の反映を求めている。信用損失の測定における決算日以降の将来の予測情報の反映の是非について、2010年更新書案は正確な予測が困難として全面的に禁止したが、2012年更新書案は合理的かつ裏付け可能な期間での反映を求めるとともに、当該期間を超える期間の見積りの困難性は、過去の損失実績に回帰することで対処している。

②予想信用損失は、貨幣の時間価値を反映した期待値である旨を明示したこと

2010年更新書案及び2012年更新書とも、信用損失は企業の予想に基づく点は同じであるが、2010年更新書案における信用損失の性質は必ずしも明確ではなかった。これに対して、2012年更新書案は、信用損失の測定には損失が生じる可能性と生じない可能性の両方を常に反映するものとし、複数の予測シナリオによる確率加重平均である期待値までは強制しないものの、最善の見積りとして最頻値のみに依拠した見積りを禁止している。なお、信用損失の見積り手法は特定することなく、様々な方法を許容する一方、いずれの方法でも時間価値の反映を求めている。

③売却可能債券に係る予想信用損失の認識に実務上の便法を認めること

2010年更新書案は、金融資産の種類や特性に関係なく、対象範囲の全ての金融資産に単一の減損モデルを適用することを提案している。これに対して、2012年更新書案は、実務上の便法ながらも、「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産が所定の要件を充たす場合、信用損失の認識を免除する選択肢を認めている。信用損失の認識を免除する提案の対象となる金融資産は、実質的に売却可能債券のみであるが、金融資産の種類によっては信用損失の会計処理が異なることになる。したがって、2012年更新書案が提案する信用損失の認識を免除する実務上の便法は、2010年更新書案が目指した減損モデルの単一化路線の修正といえる。

④利息収益の算定は当初投資額を基礎とする一方、未収計上の中止規定を明示したこと

2010年更新書案が提案した信用損失引当金控除後の償却原価に基づく利息収益の算定は、前述のように多くの利害関係者が反対した。これを受けて、2012年更新書案は見直しを図り、信用損失の影響を反映しない従来米国基準を踏襲すること、具体的には利息収益は信用損失引当金を控除しない当初帳簿価額と当初認識時

の実効金利に基づいて算定することを再提案している。一方で利息収益の認識に関する金融機関等の規制業種とそれ以外の業種間の比較可能性の向上の観点から、2012年更新書案では利息収益の不計上に関する規定を新たに設ける提案をしている。

2. 3 2012年更新書案に対する利害関係者の反応

2012年更新書案について、FASBに寄せられたコメントレターの総数は362件であり、約70% (254件) は作成者からの提出である。投資者側及び作成者側のコメントレターに関するFASBの要約 (FASB, 2013) は、次の通りである。

2. 3. 1 作成者側のコメントの要約

多くの作成者は、2012年更新書案に反対の上、予想信用損失の一部のみを認識するか、または信用損失の全額を認識する場合には従来認識要件である損失の高い発生可能性の継続を求めている。当初認識時に全期間の予想信用損失を費用計上する提案に反対する主な理由は、次の通りである。

- 「償却原価」分類の金融資産の当初認識時の資産計上額が過小になること (予想信用損失は、既に取得 (取引) 価額に反映されており、更に信用損失の全額に相当する引当金を計上すると二重計上になるため)。
- 信用リスクの引受対価が含まれる利息収益の計上時期と予想信用損失の計上時期の対応関係がミスマッチになること。

なお、作成者である金融機関からは、当初認識時に信用損失を全額計上した場合の自己資本比率に対する影響に強い懸念が示されている¹²⁾。

ほとんど全ての作成者は、信用損失の見積りに際して過去の実績、現在の状況に加えて合理的かつ裏付け可能な将来の予測情報を反映することに賛同している。「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産に係る予想信用損失の認識を免除する実務上の便法の選択は、作成者

間で意見のばらつきがあり、従来の米国基準による一時的減損対象外モデルの継続を求める意見もあれば、米国債（及び類似の負債性商品）は、信用損失規定の適用対象外にすべきとの意見もあった。利息収益の不計上の取り扱いも、作成者間で意見のばらつきがあり、利息収益の不計上の指針は不要との意見もあれば、指針を設けること自体は賛同するが、2012年更新書案の提案内容は見直しを要するとの意見もあった。金融機関からは、従来から適用されている規制当局の指針と新たに設定される会計上の指針が異なる場合、実務上で混乱が生じる可能性が指摘されている。

2. 3. 2 投資者側のコメントの要約

多くの投資者は、金融資産の当初認識時に予想信用損失の全額を計上すべきであり、当該金額を十分に吸収する資本が前提にあるならば、予想信用損失の部分認識は不適切であると指摘している。また、予想信用損失の部分認識を採用した場合、その後の状況の変化に応じて全額認識に切り替える際の判断には経営者の主観が介入するため、信用損失の見積り自体に経営者の主観が介入することを勘案すると、経営者の主観の介入が重複化することに懸念を示している。信用損失の見積りに過去の実績及び現在の状況に加えて、合理的かつ裏付け可能な将来の予測情報を反映することは、ほとんど全ての投資者が賛同する一方、「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産に係る予想信用損失の認識を免除する実務上の便法の選択制度は、投資者間で意見のばらつきが見られた。多くの投資者は、従来の米国基準における有価証券の減損モデルの多様性を問題視し、減損モデルの単一化を支持する観点から実務上の便法の選択制度に反対している。これに対して、一部の投資者は、「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産であれば、その他の包括利益を通じて公正価値の全ての変動が表示されるため、別途に信用損失を純損益に計上する必要性は乏しいとする。また、従来からの一時的減損対象外モデルは有効に機能しており、特に見直す必要は

ないとの意見もみられた。利息収益の不計上については、多くの投資者は金融機関を対象とする規制当局の指針を全ての業種の企業に適用する方針に賛同している。

3. 2つの更新書案から2016年米国基準に至るまでの変遷及びIFRS9との関係性

3. 1 2016年米国基準と2つの更新書案の関係性

3. 1. 1 2016年米国基準の概要

2016年米国基準は、「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産の取り扱いや利息収益の不計上の取り扱い等を除いて、直近に公表された2012年更新書案の考え方を基本的に採用している。したがって、信用損失の費用計上に際して、損失の高い発生可能性の認識要件は廃止し、適用対象の金融資産の当初認識時において、全ての契約期間を通じて企業が回収できないと予想したキャッシュ・フローの全額を信用損失引当金を通じて純損益に計上する。そのため、信用損失の認識に際して、損失の高い発生可能性を示唆する証拠の入手は不要となる代わりに、信用損失の測定に際して損失が発生する可能性と発生しない可能性の両方を常に考慮の上、過去の実績及び現在の状況に加えて、合理的かつ裏付け可能な将来の予測情報の反映を要する。合理的かつ裏付け可能な期間を超える期間の信用損失の見積りは、過去の損失情報に回帰することになる。なお、予想信用損失の見積り手法は特定されておらず、複数の方法が許容されるが、いずれも貨幣の時間価値の反映を要する。「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産、具体的には売却可能債券については、売却の意図がある（公正価値が当期の信用損失控除後の償却原価まで回復する前に売却を要する可能性が50%を超える場合を含む、以下同じ）場合と売却の意図がない場合に分けて、次のように異なる減損モデルが適用される（FASB, 2016, 326-30-35-10）。

1) 売却の意図がある場合

決算日時点の公正価値が償却原価を下回る場合、信用損失引当金を取り崩して公正価値まで帳簿価額を切り下げる。信用損失引当金がゼロになった後の追加の減損は、純損益に計上する(以下「即時全額切り下げモデル」)。

2) 売却の意図がない場合

決算日時点の予想回収キャッシュ・フローの現在価値が償却原価を下回る額を信用損失とし、信用損失引当金を通じて純損益に計上するが、その金額は公正価値が償却原価を下回る差額を限度とする(以下「上限付き予想損失モデル」)。信用損失として費用計上した金額を除いた公正価値の変動は、その他の包括利益(税効果反映後)に計上する。

このように2016年米国基準による「公正価値&その他の包括利益」分類の金融資産の減損モデルは、「償却原価」分類の金融資産の減損モデルと異なるため、2010年及び2012年更新書案が一貫して提案した減損モデルの単一化は達成されていない。また、2012年更新書案が提案した信用損失の認識を免除できる実務上の便法の選択制度は、最終的に採用されていない。なお、利息収益の計上に関して、2016年米国基準は、2012年更新案が提案した金融機関を対象とする規制当局の指針を全ての業種の

企業に適用する方針を採用せず、結果として従来の会計慣行を踏襲している。

3. 1. 2 2つの更新書案から2016年米国基準に至るまでの変遷

2016年米国基準に至るまで、FASBは2つ(2010年及び2012年)の更新書案の開発作業に加えて、後述のIASBとの共同プロジェクトによるコンバージェンス作業を行っている。従来の米国基準から2つの更新書案の公表を経て、2016年米国基準に至るまでの減損モデルの主な変遷は、図表1の通りである。

図表1が示すように、2010年更新書案及び2012年更新書案は、金融資産の種類や特性の違いに影響されない減損モデルの単一化を基本的に目指していたことがわかる。従来の米国基準は、金融資産の種類や特性毎に異なる減損モデルを適用し、かつ有価証券の場合は減損が一時的かどうかの判定を要する等の会計処理が複雑であったため、利害関係者からは比較可能性や理解可能性、実際の運用上の問題が指摘されていた。米国の金融商品会計の見直しの当初の契機は、IASBとの共同による金融商品会計の複雑性低減プロジェクトにつき、FASBとしては減損モデルを単一化することで、金融商品会計の複雑性低減を図ったことが伺える。しかしながら、見直し作業の過程において、債権と有

図表1 更新書案を経て2016年米国基準に至るまでの変遷

金融資産の種類	有価証券の種類	従来米国基準	2010年更新書案	2012年更新書案	2016年米国基準	
債権		発生損失モデル		予想損失モデル	予想損失モデル	
有価証券	満期保有投資	一時的減損対象外モデル	将来予測は据え置き型 の予想損失モデル	(予想損失の認識を免除する実務上の便法あり)	上限付き予想損失モデル 即時全額切り下げモデル	
	売却可能証券					債券 売却の意図(※)なし 売却の意図(※)あり
						持分証券
	売買目的					債券 持分証券
公正価値と帳簿価額との差額は全て純損益に反映されるため、信用減損は公正価値測定を通じて自動的に認識かつ測定される。						

※ 公正価値が償却原価(当期の信用損失控除後)まで回復する前に、売却を要する可能性が50%を超える場合を含む
出所：著者作成

価値証券はリスク管理体制やキャッシュ・フローの回収方法が異なること等の意見があり、2016年米国基準では従来の米国基準と同様、有価証券は売却の意図の有無に応じて異なる減損モデルを採用している。なお、従来の米国基準では有価証券の減損が一時的かどうかの判定が必要であったが、2016年米国基準は不要とすることで簡素化が図られている。しかしながら、減損の会計処理が金融資産の種類や特性に応じて異なり、有価証券の場合は売却の意図の有無に応じて更に枝分かれする点は、従来の米国基準と見直し後の2016年米国基準とも同じである。したがって、世界金融危機を契機とするG20からの見直し要請から予想損失モデルを採用した2016年米国基準は、発生損失モデルを採用する従来の米国基準から大きな方向転換をしたが、金融商品会計の複雑性低減を図るための減損モデルの単一化は、結果として不首尾に終わっている。なお、株式等の持分証券の減損については、金融資産の分類及び測定分野の見直しプロジェクトと連動して、2つの更新書案から2016年米国基準に至るまで「公正価値 & 純損益」分類とする方針が貫かれた結果、減損モデルは不要とする形で決着している。

3. 2 2016年米国基準とIFRS9の関係

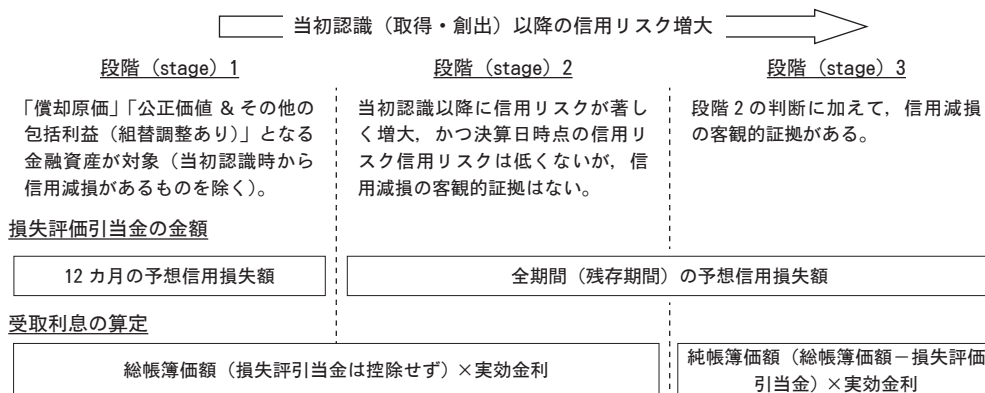
3. 2. 1 IFRS9の概要

IFRS9の信用損失規定は、保有目的が元利金取立モデルである「償却原価」分類の金融資

産及び保有目的が元利金取立・売却一体化モデルである「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産に適用される¹³。IFRS9は取得時に信用減損がある金融資産を除いて、決算日時点での金融資産の信用リスクが当初認識以降から著しく増大している場合は全期間の予想信用損失に等しい損失評価引当金を計上し、著しく増大していない場合は12カ月の予想信用損失に等しい損失評価引当金を計上することを原則（以下「一般アプローチ」という）とする（IFRS9, 5.5.3, 5.5.5）。具体的には、図表2で示すように金融資産の当初認識時以降の信用リスクの増大の度合及び信用減損の客観的な証拠の有無に応じて3つの段階に区分し、段階毎に予想信用損失及び利息収益額の計上方法を定めている。

IFRS9の一般アプローチは、3つの段階（stage, bucket）に区分するため、3段階（バケット）アプローチと称されることもあるが、予想信用損失の計上額（第1段階は12カ月、第2段階及び第3段階は全期間）の観点からは、二重測定アプローチと言える。米国基準と同様に予想損失モデルにつき、費用認識の要件において損失の高い発生可能性を不要とし、測定に際しては過去の実績及び現在の状況、合理的で裏付けがある範囲内で将来の予測情報の反映を要する（IFRS9, B5.5.49）。予想信用損失の測定は、回収が予想されるキャッシュ・フローが契約上の元利金を下回る場合の差額（不足部分）

図表2 IFRS9の基本的な信用損失規定（一般アプローチ）の枠組み



出所：著者作成

を当初認識時の実効利回りで割り引いた金額について、債務不履行リスクをもとにウェイト付けした加重平均（期待）値となる（IFRS9, B5.5.28-B5.5.29）。この場合の予想信用損失は、①損失が生じる可能性がある範囲内で確率加重されて偏りがなく、②貨幣の時間価値を反映すること、③過度なコストや負担を要しない範囲で利用可能な合理的かつ裏付けがある情報に基づくこと、の3つの基本原則を充たす必要がある。なお、予想信用損失は、「償却原価」分類の金融資産であれば損失評価引当金、「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産であればその他の包括利益を通じて純損益に計上される¹⁴。

3. 2. 2 IAS39 置換プロジェクトから IFRS9 に至るまでの変遷

IFRS9 に至るまで、IASB は 2009 年に公開草案「金融商品：償却原価及び減損（以下「2009 年 IASB 案」）」（IASB, 2009）、2011 年に補足資料「金融商品：減損（以下「2011 年 IASB 案」）」（IASB, 2011）、2013 年に再公開草案「金融商品：信用損失（以下「2013 年 IASB 案」）」（IASB, 2013）を公表している。従来の IAS39 から2つの公開草案及び1つの補足資料を経て、IFRS9 に至るまでの減損モデルの変遷は、図

表3の通りである。

図表3からわかるように、IFRS9 の減損規定は、従来の IAS39 が採用する発生損失モデルから予想損失モデルに切り替える一方、見直しの過程から基準化に至るまで、一貫して金融資産の種類や特性に影響を受けない減損モデルの単一化を目指したことがわかる。金融資産の種類や特性等に応じて異なる会計処理となる米国基準と異なり、IFRS9 は金融資産を保有する事業モデルの測定属性毎に会計処理を定めている。具体的には契約上の元利金の取立てを目的に保有する事業モデルの金融資産の測定属性は「償却原価」、元利金の取立て及び売却の両方を目的に保有する事業モデルの金融資産の測定属性は「公正価値 & その他の包括利益」、これらの目的以外で保有する事業モデルの金融資産の測定属性は「公正価値 & 純損益」となる。

事業モデルに応じて「償却原価」及び「公正価値 & その他の包括利益」に分類された金融資産は、同じ信用損失モデルが適用されるため、貸借対照表価額は異なるものの、いずれの分類でも償却原価法による利息も含めた純損益額は同じになる。なお、株式等の持分証券は、キャッシュ・フローの特性から「公正価値 & 純損益」となる事業モデルに分類されるが、一定の要件を充たす場合は、公正価値測定による

図表3 公開草案を経て IFRS9 に至るまでの国際基準の変遷

測定属性及び評価差額の取り扱いに基づく区分	IAS39	2009 年 IASB 案	2011 年 IASB 案	IFRS9 (2013 年 IASB 案)
償却原価	発生損失モデル	予想損失モデル	予想損失モデル	予想損失モデル
公正価値 & その他の包括利益※1	条件付き発生損失モデル※2	N/A ※3	N/A ※3	
公正価値 & 純損益	公正価値と帳簿価額との差額は全て純損益に反映されるため、信用減損は公正価値測定を通じて自動的に認識かつ測定される。			

※1：持分証券の分類に際して、IAS39 は保有目的に応じて「公正価値 & 純損益」分類または「公正価値 & その他の包括利益」分類の2つが対象となるが、IFRS9 はその他の包括利益オプションを適用しない限り、「公正価値 & 純損益」分類のみとなる。なお、その他の包括利益オプションを適用した場合の組替調整（リサイクリング）は禁止につき、IFRS9 では持分証券に係る減損規定を設けていない。

※2：公正価値が帳簿価額を下回る場合の信用減損部分は、即時に費用認識（当該金額は純損益に計上）となる。

※3：2009 年 IASB 案及び 2011 年 IASB 案の公表時点における IFRS9 では、「公正価値 & その他の包括利益」分類が設けられていない。

出所：著者作成

評価差額をその他の包括利益に計上（組替調整は禁止）する会計処理を選択（以下「その他の包括利益オプション」）できる。その他の包括利益オプションを適用した持分証券に信用損失を含む減損や売却損益が生じても、組替調整（リサイクリング）は禁止につき、その他の包括利益（累積額）のままに置かれる。したがって、IFRS9では、持分証券に対する減損規定が設けられていない。

3. 3 信用損失における2016年米国基準とIFRS9間の理念上の相違

3. 3. 1 2016年米国基準における信用損失の基本理念

2016年米国基準に至るまでの見直しの過程を見る限り、信用損失は決算日時点で予想される金融資産の全期間を通じた契約上のキャッシュ・フローの不足額の全額を対象とし、引当金を通じて純損益に計上することが米国基準の基本理念といえる。契約上のキャッシュ・フローの不足額の全額を対象とする単一測定アプローチ自体は従来の米国基準と同じであるが、発生損失モデルから予想損失モデルに切り替えるために、損失の高い発生可能性を求める認識要件

を廃止し、予想回収キャッシュ・フローの見積りに際して決算日以降の将来の予測情報の反映を求める点が異なる。図表4は、従来の米国基準から2つの更新書案を経て2016年米国基準に至るまでの米国基準の見直しプロジェクトにおいて、議論があった信用損失の認識及び測定の基本方針の変遷を示したものである。

米国基準の見直し過程において、当初認識時点で全期間の信用損失を一時に費用計上することは、期間を通じて計上する利息収益との対応関係が崩れるとの指摘があった。貸出金利の構成要素には、信用リスクの引受け対価、すなわち契約期間中の予想信用損失を金利換算した信用リスク・スプレッドがある。貸出金利に含まれる信用リスク・スプレッドは、全期間を通じて受取利息として収益認識する一方、当初認識時点で予想信用損失の全額を費用認識するならば、損益認識時期のミスマッチが生じるためである。この問題に対して、FASBは次の点から反論し（FASB, 2016, BC40-BC41）、2つの更新書案から2016年米国基準に至るまで、全期間の予想信用損失を当初認識時に費用計上する方針で一貫している。

図表4 米国基準の見直しプロジェクトにおける信用損失の認識及び測定の基本方針の変遷

	従来の米国基準	2010年更新書案	2012年更新書案	2016年米国基準
認識における閾値要件	あり(損失の高い発生可能性)	なし	なし	なし
測定における取り扱い				
測定対象額	全額(単一測定アプローチ)	全額(単一測定アプローチ)	全額(単一測定アプローチ)	全額(単一測定アプローチ)
決算日以降の将来事象の反映	未発生につき、反映は禁止	現在の状況を据え置き(結果として、将来事象の予測・反映は禁止)	合理的かつ裏付け可能な期間までとし、超える期間は過去の実績に回帰	合理的かつ裏付け可能な期間までとし、超える期間は過去の実績に回帰
測定値の性質	特に明示せず(最頻値または期待値のいずれも許容)	特に明示せず(最頻値または期待値のいずれも許容)	期待値(発生、未発生の両方の可能性の考慮を要する)	期待値(発生、未発生の両方の可能性の考慮を要する)
貨幣の時間価値	SFAS114による場合を除いて、特に規定なし	反映を要する	反映を要する	反映を要する
見積りの方法	SFAS114は割引現在価値法となるが、それ以外は特に明示なし	個別単位は割引現在価値法、集合単位は実績損失率法	特に明示せず(個別単位は割引現在価値法、集合単位は実績損失率法を想定する事例あり)	特に明示せず(個別単位は割引現在価値法、集合単位は実績損失率法を想定する事例あり)
利息収益				
信用損失との関係	デカップリング(分離)処理	デカップリング(分離)処理	デカップリング(分離)処理	デカップリング(分離)処理
利息収益の算定元本	総帳簿価額(引当金控除前)	純帳簿価額(引当金控除後)	総帳簿価額(引当金控除前)	総帳簿価額(引当金控除前)

出所：著者作成

①信用リスク・スプレッドの適切な分離かつ測定は困難であること

約定金利の決定を含む金融資産の値付け (pricing) は、信用リスク以外の要因、例えば市場間競争や借り手との関係性等の多様な要素が含まれる。借り手の信用状態を反映した信用リスクは値付け時の主要な要素であるが、それ以外の要素の多様性を勘案すると、十分な信頼性のもとで信用リスク・スプレッドのみを分離かつ測定することは、不可能ではないにしても実務的に困難である。

②実際の信用損失は、対象期間を通じて均等に発生しないこと

金融業界の見解によると、信用損失は対象期間を通じて均等に発生せず、当初認識 (創出) 直後は少なく、契約期間の前半にかけて増加する一方、後半は減少する傾向にある。実際の信用損失の発生は、対象期間を通じて均等ではなく、偏りがあるならば、利息収益と信用損失の期間対応は、従来からの利息収益の計上方法を見直さない限りは成立しないことになる。

③個別単位の信用リスク・スプレッドの把握手法は確立していないこと

金融資産の値付けに影響を及ぼす信用リスクの評価について、集合単位の場合は類似の特性を共有する金融資産群の貸倒実績等の統計手法が確立しているため、当該手法に基づく信用リスク・スプレッドの把握が可能である。これに対して、個別単位の信用リスク・スプレッドの把握方法は未確立であるため、当初認識時の予想信用損失と引受リスクの対価である信用リスク・スプレッドの関連付けは実務的に困難である。

④信用損失の部分認識による償却原価 (純額ベース) は、資産の過大計上になること

決算日時点の信用損失引当金を控除した償却原価 (純額ベース) は、同時点の金融資産の予想回収キャッシュ・フローの現在価値であることが忠実な表現になる。したがって、信用損失

引当金は回収が期待できないキャッシュ・フローの全額を対象とすべきであり、一部のみを対象とした場合の金融資産の償却原価 (純額ベース) は過大計上であり、利用者をミスリードする恐れがある。

なお、有価証券の減損モデルについては、従来会計基準から2つの更新書案を経て2016年米国基準に至るまで、FASBの方針は必ずしも一貫していない。2010年更新書案では、「公正価値 & 純損益」以外の金融資産は、債権や有価証券等の金融資産の種類や特性に関係なく、単一の減損モデルの適用が提案されている。次いで2012年更新書案では、2010年更新書案と同様に単一の減損モデルを目指す方針は基本的に維持しながら、所定の要件を充たした売却可能債券は、予想信用損失の認識を免除する実務上の便法の選択制度が新たに提案されている。最終的に2016年米国基準が採用した売却可能債券の減損モデルでは、2012更新書案が提案した実務上の便法の選択制度は採用されず、減損が一時的かどうかの判定は不要にしたものの、売却の意図の有無に応じて会計処理が異なる従来米国基準の方針を踏襲している。今回の米国基準の見直し過程の変遷を見ると、「公正価値 & その他の包括利益」分類となる売却可能債券の減損モデルは、「償却原価」分類の金融資産の減損モデルとは異なる点で一貫している¹⁵。従来米国基準と比較すると、2016年米国基準では、「償却原価」分類の債権及び満期保有目的の債券の信用損失モデルは単一化されているが、売却可能債券の減損モデルは引き続き異なるため、減損モデルの多様化に起因する金融商品会計の複雑性低減の達成度は限定的といえる。売却可能債券の減損モデルが異なる理由について、FASBは金銭債権とのキャッシュ・フローの回収方法の違いを指摘する。売買市場が十分に整備されていない金銭債権のキャッシュ・フローの回収方法は、主に保有を通じた元利金の取立てに限られる一方、売買市場が整備されている売却可能債券のキャッシュ・フローの回収方法は、保有を通じた元利金の取立てに加えて、途中売却も十分に想定で

きる。したがって、売却可能債券の発行者の信用リスクが増大した場合は、満期前での売却を選択することで、元利金の取立て途中での貸倒れ等による予想回収キャッシュ・フローの更なる減少を回避し得る可能性があるためである。

3. 3. 2 IFRS9 にみる信用損失の基本理念

IASBによるIAS39置換プロジェクトの最終成果として¹⁶、2014年7月に改訂されたIFRS9に至るまでの見直しの過程を見る限り、当初認識時に予想信用損失の全額を費用計上することなく、契約上の全期間を通じて費用配分することがIASBの基本理念といえる。なお、期中での予想信用損失が増加した場合は、同時点で増加額を一時に費用計上とする。IFRS9において、従来のIAS39が採用していた信用損失の認識要件である損失の高い発生可能性を廃止し、予想回収キャッシュ・フローに決算日以降の予測情報を反映する点は、同じく発生損失モデルから予想損失モデルに切り替えた2016年米国基準と同様である。しかしながら、2016年米国基準は当初認識時に予想信用損失の全額を費用計上する単一測定アプローチに対して、IFRS9は当初認識時に予想信用損失の一部（12カ月）のみを費用計上し、その後に信用リスクが著しく増大した場合に全額に切り替える二重測定アプローチとする点が異なる。IASBが二重測定アプローチを採用する理由、換言すると当初認識時に予想信用損失の全額を費用計上することに反対する主な理由は、次の通りである。

①金融資産の値付けの経済実態に反すること

金融資産の値付けに際しては、全期間の予想信用損失が反映されるため、その結果である取得原価（取引価額）から更に予想信用損失の全額を控除した場合の貸借対照表価額は、リスクの二重計上となる。この場合の金融資産の貸借対照表価額は、予想回収キャッシュ・フローの現在価値を下回る過少評価になるため、表現の忠実性を欠くことになる。

②信用リスクの引受け対価を含む利息収益との損益認識時期のミスマッチが生じること

当初認識時の予想信用損失の全額を金利換算した信用リスク・スプレッドは、貸出金利の構成要素であり、利息収益として期間を通じて損益認識される。したがって、当初認識時に予想信用損失の全額を費用計上した場合、信用リスクの引受け対価である信用リスク・スプレッドは全期間を通じて収益計上されるため、損益認識時期のミスマッチが生じることになる。この問題は大量の金融資産を取り扱う金融機関にとって深刻なものとなり、貸出と同時に多額の費用計上を要することで期間損益が悪化、その影響で貸出業務の抑制につながる可能性がある。

これらの理由を踏まえてIASBは二重測定アプローチを採用し、補足資料を含む2つの公開草案からIFRS9に至るまで、当初認識時には予想信用損失の一部を費用計上し、その後に信用リスクが増大して予想信用損失が増加した場合に当該増加額を費用計上する方針で一貫している。なお、この方針は、「償却（取得）原価」または「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産であれば、金銭債権や有価証券等の金融商品の形態の違いに関係なく適用される。金融商品の形態毎に会計処理を定める米国基準と異なり、国際会計基準は従来から金融商品の形態に関係なく、保有目的毎に会計処理を定めている。したがって、IFRS9では実質的に信用損失（減損）モデルが不要となる「公正価値 & 純損益」分類の金融資産を除き、元利金の取立を目的とする「償却（取得）原価」及び元利金の取立てと売却の両方を目的とする「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産は、債権または有価証券等の形態の違いに関係なく、同じ信用損失モデルが適用される。

3. 3. 3 米国における金融商品会計見直しプロジェクトの総括

2016年米国基準とIFRS9を比較した場合、両者とも発生損失モデルから予想損失モデルに切り替え、具体的には従来の信用損失の認識要

件であった損失の高い発生可能性を廃止し、決算日以降の予測情報も反映した期待値としての予想信用損失を測定する点は同じである。しかしながら、2016年米国基準は当初認識時に予想信用損失の全額を費用計上する単一測定アプローチを採用する一方、IFRS9は当初認識時(段階1)には予想信用損失の一部(12カ月)を費用計上し、その後に信用リスクが著しく増大した場合(段階2または段階3)は全額を費用計上する二重測定アプローチを採用している。したがって、同じ予想損失モデルであっても、当初認識時から信用リスクの著しい増大が観測されない期間は、金融資産の貸借対照表価額及び期間損益が異なることになる。2016年米国基準とIFRS9間の相違の根底には、①金融資産の値付けの実態の反映、②利息収益と信用損失の損益認識の対応関係、③決算日時点における引当額の十分性の3つの主要論点間のウェイト(軽重)付けの違いがある。これら3つの主要論点を全て充たした信用損失モデルの例としては、貸出の約定金利から当初認識時の予想信用損失を控除した金利(信用リスク・スプレッド控除後の金利)で利息収益を認識し、その後に予想信用損失の見直しがあった場合には当該見直し額を即時に損益認識する2009年IASB案がある。同案によれば、当初認識時の全期間の予想信用損失と対応する利息収益部分は損益認識しないことで期間対応が成立、取引初日の損益が生じないことで値付けの実態を反映、その後の予想信用損失の見直し額は引当金を通じて損益認識することで決算日時点における引当額の十分性が充たされるためである。2009年IASB案は、予想信用損失と利息収益を一体化(カップリング)する点に最大の特徴がある。しかしながら、実効(約定)金利を扱う会計システムと信用損失を扱うリスク管理システムは、別途に運営されている実務の現状を勘案すると、2009年IASB案が提案するカップリングに備えるための両システムの統合は、実務と乖離することで事務負担が生じる。また、カップリングの適用対象が集団単位のポートフォリオの場合、予想信用損失の変動が新規部

分(約定ベースの利息収益から除外)または既存部分(発生時に損益計上)のいずれかを区分することは困難として、金融機関を中心に実際の運用面で強い懸念が示された。これらの問題を重視した結果、2009年IASB案の公表後にFASB及びIASBが提案した信用損失モデルは、いずれも予想信用損失と利息収益は別途に取り扱うデカップリングが前提になっている。デカップリングによる約定金利ベースの利息収益には、信用リスク・スプレッドが含まれるため、損益認識の対応を図るためには、予想信用損失の期間配分が必要となる。IFRS9の段階1における期間12カ月の予想信用損失は、期間配分の代替措置であり、期間中の新規貸出と返済が総額ベースで均衡しているポートフォリオ運用を仮定すれば、新規貸出と返済による入れ替えを通じて、予想信用損失は每期均等ベースで費用計上される形となる。この仮定において、約定金利に基づく利息収益と信用損失の損益認識の対応関係は、当初の予想信用損失が全期間を通じて均等に顕在化することで成立する。IFRS9は、この仮定に基づく利息収益と信用損失の損益認識時期の対応関係を重視する観点から、当初認識時の段階1では予想信用損失の一部のみを引当計上するため、決算日時点の信用損失引当金は、回収が見込まれないキャッシュ・フローの全額を示すとは限らない。これに対して、2016年米国基準は、実際の信用損失の発生パターンはこの仮定と異なること及び信用リスク・スプレッドの正確な分離・測定は困難であることを理由として、損益認識時期の対応関係は断念する。その一方で決算日時点における引当額の十分性を重視する観点から、2016年米国基準は当初認識時に全期間を通じた予想信用損失の全額を費用認識の上、引当計上することを求めている。なお、IFRS9及び2016年米国基準は、いずれもデカップリングのもとで当初認識時に予想信用損失の費用認識を行うことから、金額の程度(全額または一部)は異なるものの、取引初日の損益問題が未解消となる点は同じである。期間損益の影響に着目すると、IFRS9は当初認識後に信用リスクが著しく増

大した場合に予想信用損失の計上額が一部（12か月）から全額（全期間）に切り替わるため、信用リスクが変化した事実が当該時点の期間損益に反映される。これに対して、2016年米国基準は、当初認識時に予想信用損失の全額（全期間）を費用計上するため、予想信用損失の総額自体に変動がない限り、その後の期間損益に大きな影響は生じない。

IFRS9は信用リスクの変化の事実を期間損益から読み取れる利点がある一方、予想信用損失を一部から全額（または全額から一部）に切り替える判断が求められる。切り替えの判断を境目に損益が激変する点は、発生損失モデルにおいて閾値の役割を果たした損失の発生可能（蓋然）性の判断と同じである。そのため、IFRS9の段階1から段階2（または段階3）への移行判断が適切に行われない場合、世界金融危機で問題になった損失計上が「少なすぎて、遅すぎる」問題の解消に至らない可能性がある。これに対して、2016年米国基準は、当初認識時から予想信用損失の全額を費用計上するため、利息収益と信用損失の損益認識の対応関係の問題はあるものの、世界金融危機を契機に発生損失モデルから予想損失モデルに切り替えるに至った理由が「少なすぎて、遅すぎる」問題の解消であるならば、その趣旨に近い改訂であったといえる。

結びに代えて

本稿では、2つの更新書案から2016年米国基準に至るまでの主な論点の変遷について、IASBの減損プロジェクトとの関係性も交えて考察した。FASBによる2つの更新書案から最終基準に至るまでの開発作業において、利息収益と信用損失の損益認識時期の対応関係よりも決算日時点における引当額の十分性を重視し、当初認識時に予想信用損失の全額を費用計上する米国基準の基本方針は一貫している。2016年米国基準は、IASBとの共同による金融商品会計の見直しプロジェクトに基づくFASBの成果の一つである。共同開発者であるIASBの

成果であるIFRS9は、米国基準とは異なり、決算日時点における引当額の十分性よりも利息収益と信用損失の損益認識時期の対応関係を重視し、当初認識時は予想信用損失の一部のみを費用計上する点は、見直し過程から最終基準に至るまで一貫している。世界金融危機を契機とする会計基準の見直しに際して、G20を含む関係者は信用損失を含む減損規定のコンバージェンスを強く望んだが、結果的に未達成に終わった主因は、根本的な考え方、すなわち損益認識の対応関係と決算日時点の引当額の十分性のいずれを重視するかの基本方針の不一致にあると言える。

以 上

引用文献

- FASB（※1）FASB Accounting Standards Codification.
- FASB（2008）Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments (Including IASB Discussion Paper, Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments), Invitation to Comment.
- FASB（2009）No.FAS115-2 and FAS124-2, Recognition and Presentation of Other-Than-Temporary Impairments, FASB Staff Position.
- FASB（2010a）Proposed Accounting Standards Update, Accounting of Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivatives Instruments and Hedging Activities, Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815), Exposure Drafts.
- FASB（2010b）Feedback Summary-Credit Impairment and Interest Recognition, Proposed Accounting Standards Update, Accounting of Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivatives Instruments and Hedging Activities, Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815).
- FASB（2012）Proposed Accounting Standards Update, Financial Instruments – Credit losses

(Topic 825-15), Exposure Drafts.
 FASB (2013) Feedback Summary, Proposed Accounting Standards Update, Financial Instruments – Credit Losses (Subtopic 825-15).
 FASB (2016) Accounting Standards Update No.2016-13 Financial Instruments-Credit Losses (Subtopic 326) : Measurement of Credit Losses on Financial Instruments.
 IASB (※2) International Financial Reporting Standard 9, Financial Instruments.
 IASB (2008) Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments, Discussion Paper.
 IASB (2009) Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment, Exposure Draft.
 IASB (2011) Financial Instruments: Impairment, a supplement to the exposure draft Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment.
 IASB (2013) Financial Instruments: Expected Credit Losses, Exposure Draft ED/2013/3.

※1 現行の米国基準は、FASBが2009年6月までに公表した個々の会計基準のほかにFASB以前の会計基準設定主体が公表した会計基準を加えて、一つの基準書に再構築したASCとして体系化されている。ASCは更新書が公表される都度、随時に改訂されて最新化される。

※2 IASBのIFRSは、当該会計基準が変更される都度、随時に改訂されて最新化される。

吉田康英 (2016) 『IFRS9「金融商品」の構図－IAS39置換プロジェクトの評価』同文館出版

吉田康英 (2017) 「米国における金融商品会計の見直し作業の変遷及び結果の考察－金融資産及び金融負債の分類と測定指針の2016年改訂」『中京経営研究』第26巻(通巻43号)

注

1 米国の会計基準は、Accounting Standards Codification(以下「ASC」)として体系化されており、更新書の公表後に随時に更新される。したがって、文中で引用するASCのコードは、特に断りがない限り、該当する引用文献(更新書案)で示されたものとする。

2 2009年4月開催のG20金融サミット(ロンドン)において、G20は会計基準設定主体に対して、金融商品会計の複雑性低減、より広い範囲の信用情報を反映した貸倒引当金の計上、高品質を

維持した会計基準の国際的な統一化に向けた作業計画の策定等に対処することを提言している。

3 金融資産及び金融負債の分類及び測定に係る米国基準の見直しの結果の考察は、吉田(2017)を参照されたい。

4 IASBによるIFRSは、改訂される都度に更新されていく。したがって、文中で引用するIFRSのコードは、特に断りがない限り、2021年5月31日時点のものとする。

5 この時点において、FASBは金融資産及び金融負債の分類と測定、減損及びヘッジ会計は相互に関連性があるため、個々に見直しを行うことなく、一括して見直す方針を採用している。

6 文中の「公正価値&その他の包括利益」は、その他の包括利益を通じて公正価値測定とする会計処理を指している。

7 債券については、受益持分、購入時に信用減損がある債券、購入時には信用減損がない通常の債券に細分化の上、それぞれに異なる減損モデルが規定されている。

8 FASBは、2008年討議資料を添付資料としてコメント募集を行っている(FASB, 2008)。

9 FAS115-2及びFAS124-2は、損失の発生可能(蓋然)性の高低の判断に代えて、経営者による売却の意図の有無、信用損失の存在及び回復可能性に関する定性情報を用いる規定になっている。

10 景気循環増幅効果(procyclicality)とは、元来存在する景気循環を増幅する効果のことである。銀行の貸出行動に与える景気循環増幅効果は、好況時は貸倒れ懸念の低下にて、銀行側での引当額が減少かつ自己資本が増加することで貸出量が更に増加する一方、不況時は貸倒れ懸念の増加にて、銀行側での引当額が増加かつ自己資本が減少することで貸出量が更に減少することを意味する。

11 文中の「公正価値&純損益」は、純損益を通じて公正価値測定とする会計処理を指している。

12 金融監督当局による金融機関の健全性の主要な監視指標に自己資本比率があり、バーゼル銀行監督委員会による国際標準の自己資本比率規制に基づき、各国の金融監督当局が自国の金融機関を対象に自己資本比率規制を導入している。

13 文中の「元利金取立モデル」及び「元利金取立・売却一体化モデル」は、IFRS9の金融資産の分

類に用いる事業モデルを指している。「元利金取立モデル」は、契約上の元利金取立を通じたキャッシュ・フローの回収を事業目的として金融資産を保有する事業モデルである。元利金取立・売却一体化モデル」は、契約上の元利金取立及び売却の両方を通じたキャッシュ・フローの回収を事業目的として金融資産を保有する事業モデルである。

- 14 「公正価値 & その他の包括利益」分類の金融資産の予想信用損失の会計処理について、損失評価引当金ではなく、その他の包括利益を用い

る理由は、仮に資産の帳簿価額の控除項目である損失評価引当金（評価勘定）とした場合、対象となる金融資産の貸借対照表価額が公正価値と異なることを防ぐためである。

- 15 2010年更新書案の金融資産の分類及び測定は、所定の要件を充たした期間1年以内の短期債権を除いて、ほとんど全ての金融資産を「公正価値 & その他の包括利益」に分類する取り扱いになっている。
- 16 IAS39 置換プロジェクトの概要は、吉田（2016, pp.10-13）を参照されたい。